

改正後

別表第一の三（第四条第二項関係）

特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一～三 〔略〕	〔略〕	〔略〕
四 積算熱量計	1～5 〔略〕	〔略〕
<p>中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、五十一万四千九百円とする。 中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、四十五万五千四百円とする。</p>		

改正前

別表第一の三（第四条第二項関係）

特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一～三 〔略〕	〔略〕	〔略〕
四 積算熱量計	1～5 〔略〕	〔略〕
<p>中欄1から中欄4までに掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、五十一万四千九百円とする。 中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあつては、四十五万五千四百円とする。</p>		

備考 表中の「」の記載は注記である。